

令和 7 年度

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

業 務 仕 様 書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務仕様書

1 目的

本業務は、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領に基づき、本庁舎内の作業環境を適正に維持管理する目的から、執務室等の石綿粉じん濃度測定を行うものである。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象施設

札幌市役所本庁舎（各階）

4 業務内容

下記の業務内容について、概ね 10 月下旬頃～12 月上旬頃に試料採取を行い、その後分析及び報告を行うものとする。

なお、試料採取日は、庁内の執務等に影響を及ぼさないよう、閉庁日及び閉庁時間帯を主として計画すること。また、測定時間帯は下記を原則とする。

- ・閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）：8:00～17:00
- ・開庁日：17:15 以降

測定箇所が多いため、概ね 3～4 週間程度で検体採取が完了できるよう、測定の計画を立てること。ただし、詳細の日程については本市担当職員と協議の上で決定すること。

石綿粉じん濃度測定用 試料採取	・指定する 1 6 4 箇所から空気試料の採取 (別紙「石綿粉じん濃度測定 予定箇所図」参照)
石綿粉じん濃度の算出	・φ 2 5 mmまたはφ 4 7 mmメンブランフィルターを使用すること ・計数視野数 1 5 0 ・定量下限値 0 . 2 f /L ・測定結果が判明次第、総繊維濃度の本数を速やかに本市担当職員に報告すること。
石綿粉じん濃度測定結果報告書 作成	・サイズは A4 版とする。 ・提出は 1 部とする。

※粉じん濃度測定方法等については、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領 (令和 6 年 3 月最終改定)」によるものとする。

※なお、総繊維数濃度が 1 本/Lを超えた場合には、電子顕微鏡による追加測定を指示する場合がありますため、分析後の残試料は業務終了まで適切に保管しておくこと。

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結の日から 令和 8 年(2026 年)1 月 30 日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者経歴書 (直接的かつ恒常的な雇用関係、7の資格を有することが確認できる書類等を添付)	2	契約後すみやかに
業務計画書(測定日程表含む)	1	業務開始まで
測定結果報告書(測定方法、結果報告、写真等)	1	業務完了日まで
電子納品(CD-R 又は DVD-R)	1	業務完了時
完了届	1	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

※ 報告書等に関する注意事項

・測定終了時には速やかに電話、電子メール等で報告すること。

7 本業務における有資格者

受託者は、下記(1)～(5)の項目のうち1以上に該当する者を最低1名は監督者もしくは監督代行者として指名し、本業務を遂行させること。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者(評価区分1及び2における合格認定技術者含む)
- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

8 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

10 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 業務報告書

受託者は、実施した測定結果について、採取試料毎の結果を記載した報告書を提出すること。

12 業務時の服装

受託者は、作業に従事する者に清潔な服装を着用させ、胸部に名札もしくは腕章をつけさせること。

13 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

14 その他

- (1) 保守管理に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 業務に使用する資材、工具、脚立、養生、消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には、委託者の指示する時間帯に作業を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

15 環境への配慮について

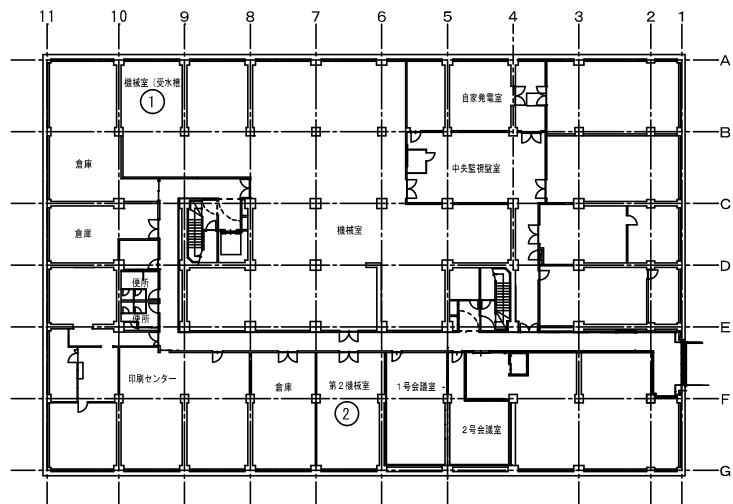
本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 業務遂行に必要な電気については、委託者の指定したコンセントからの使用は認める。
- (2) 業務遂行にあたり、ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）の業務関係者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

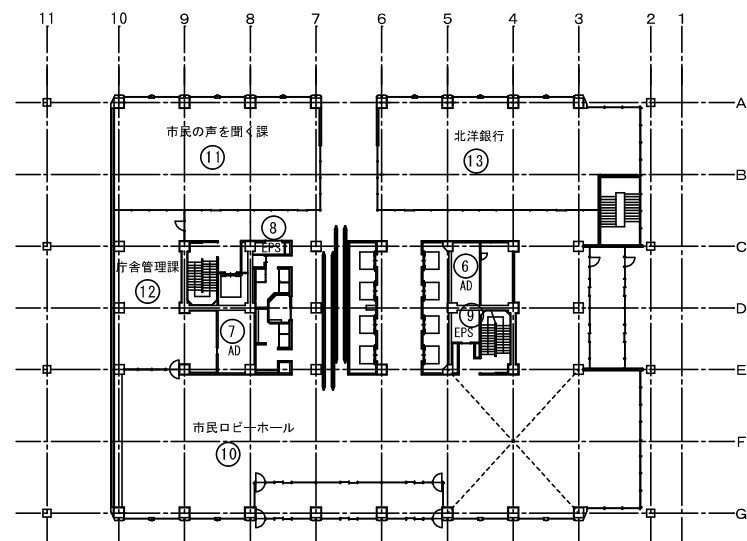
16 問い合わせ先

総務局 行政部 庁舎管理課 施設係

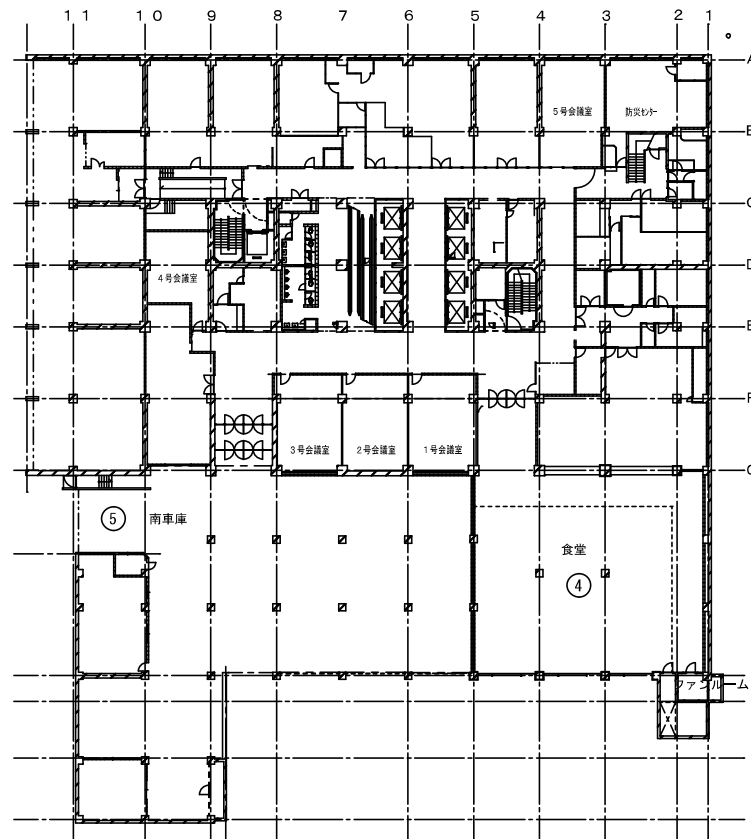
電話：011-211-2052 FAX：011-218-5173



地下2階



1階



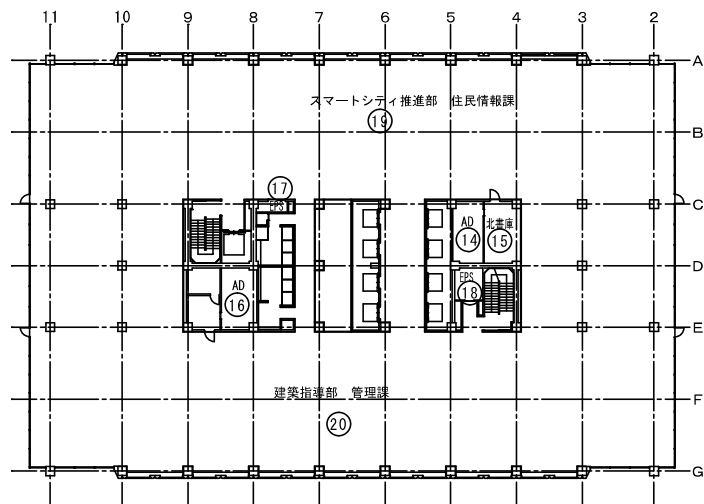
地下1階

○ 測定予定箇所

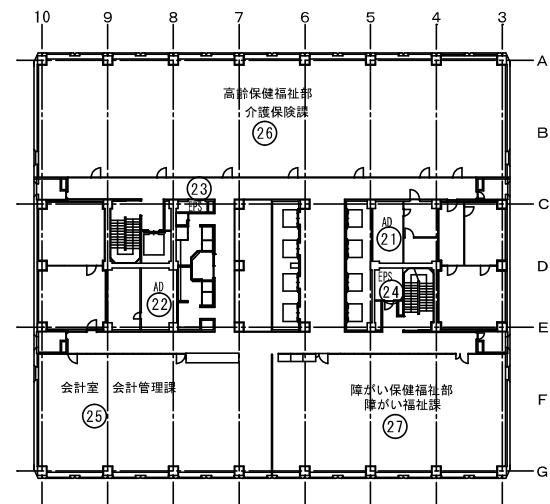
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (1)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

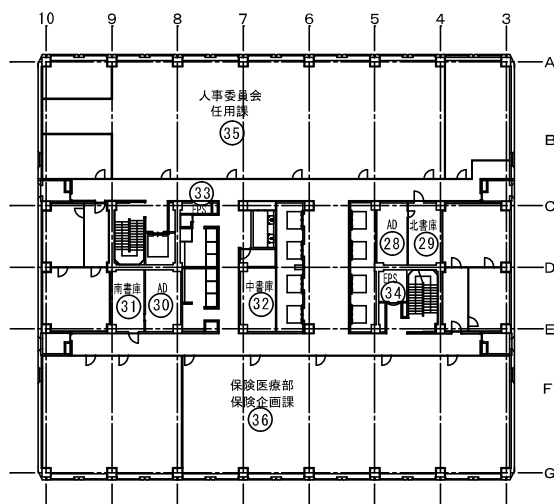
図番
1/6



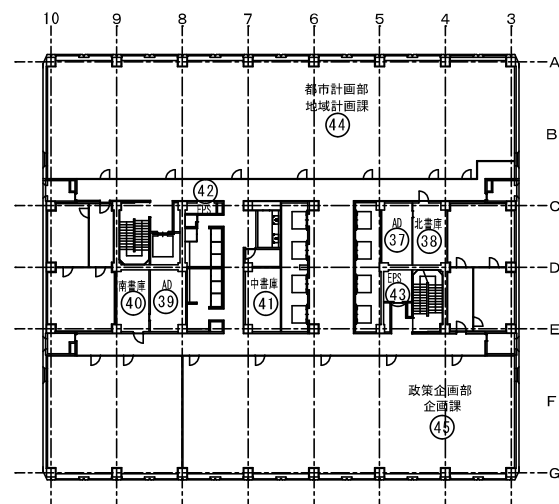
2 階



3 階



4 階



5 階

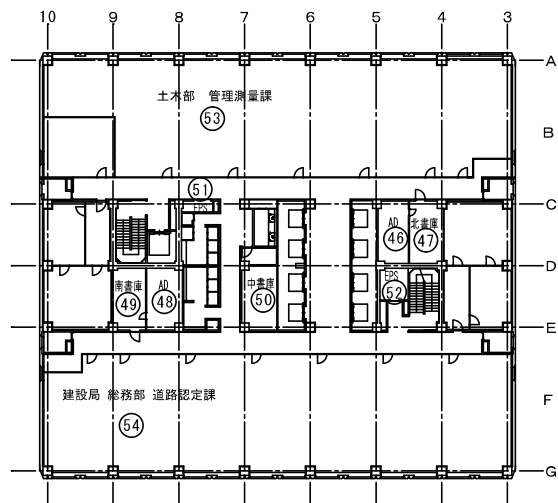
○ 測定予定箇所

札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

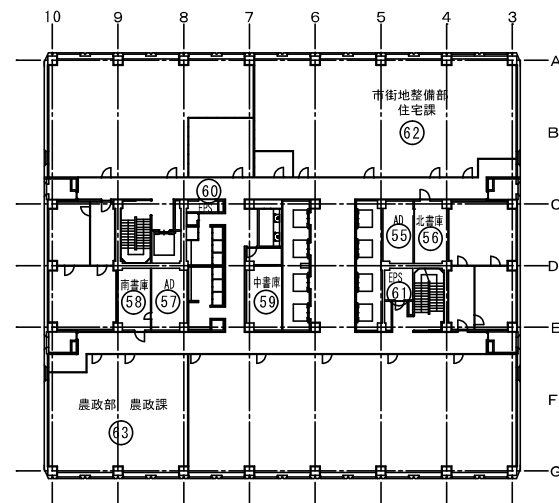
図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (2)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

図番

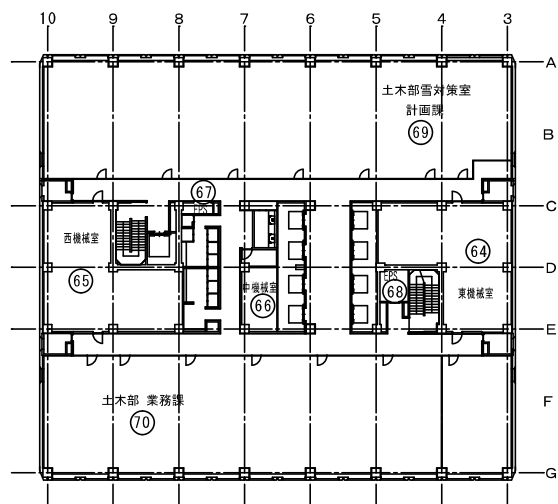
2/6



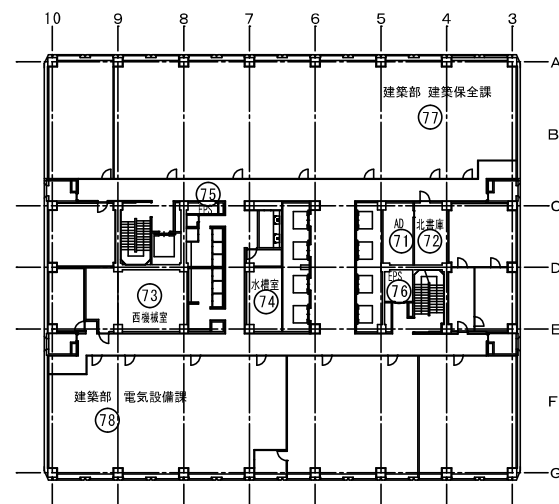
6 階



7 階



8 階



9 階

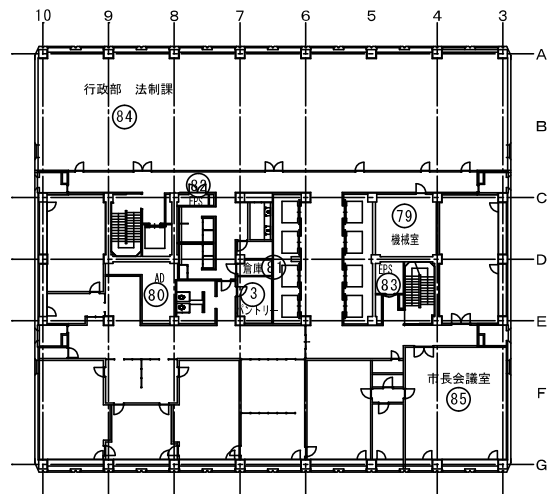
○ 測定予定箇所

札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

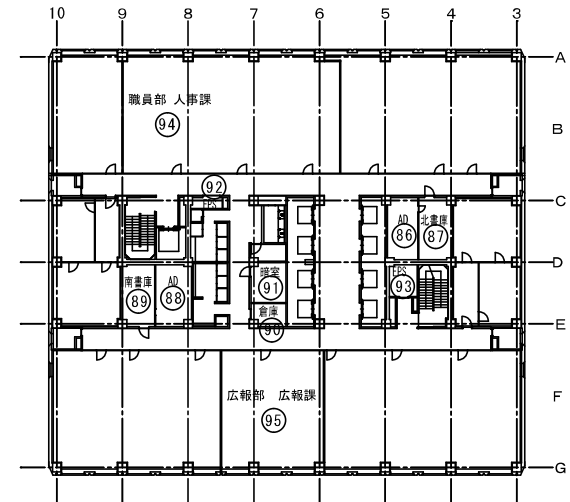
図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (3)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

図番

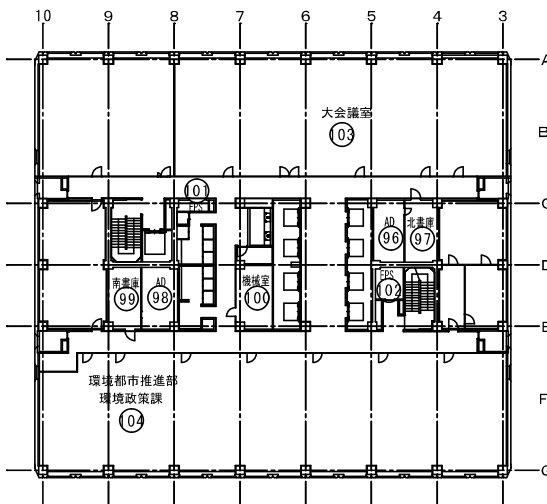
3/6



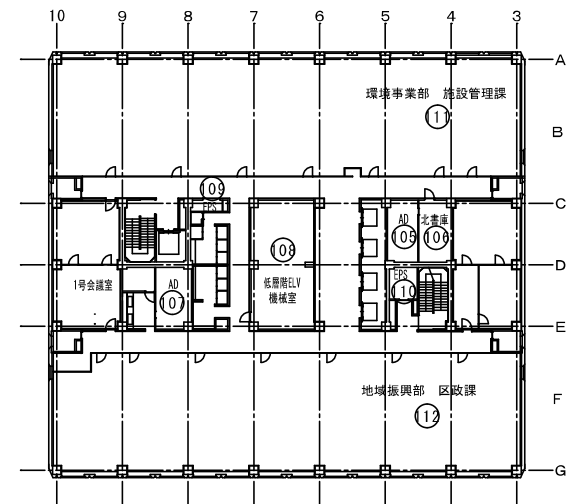
10階



11階



12階



13階

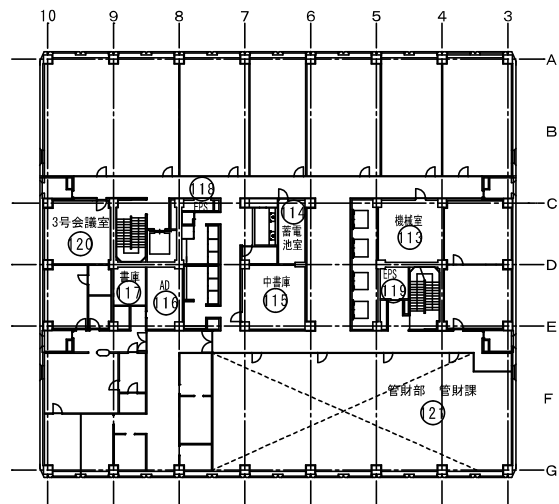
○ 測定予定箇所

札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

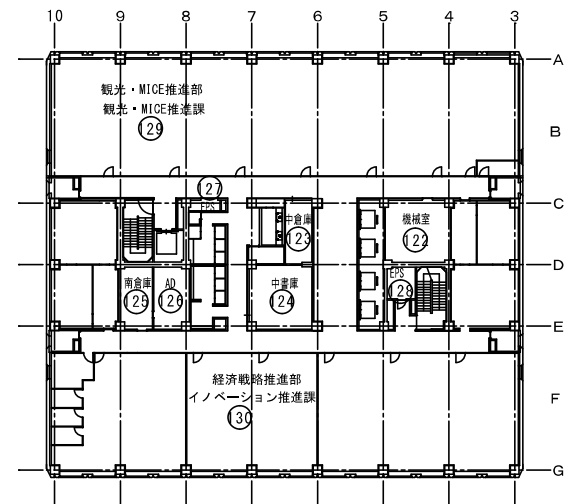
図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (4)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

図番

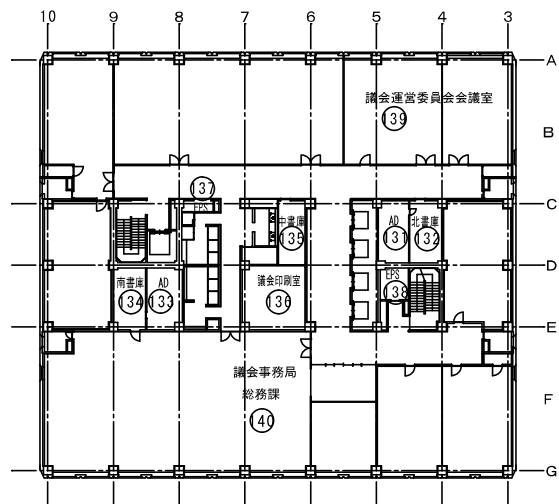
4/6



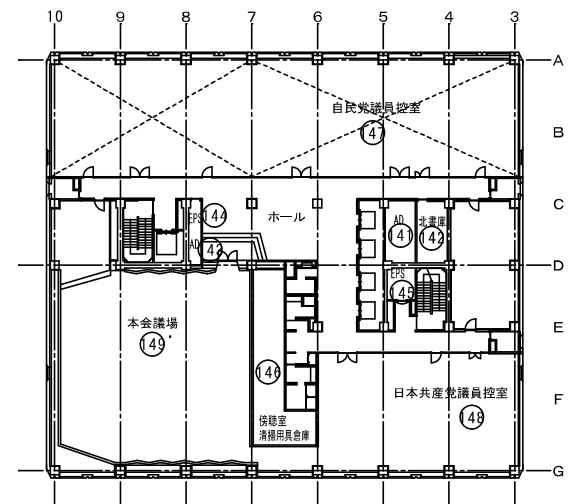
14階



15階



16階



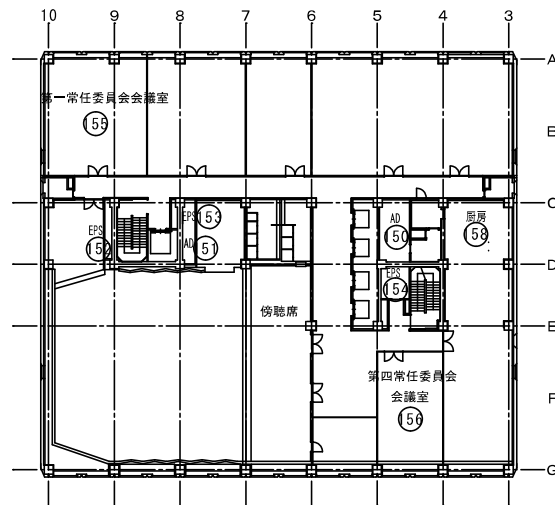
17階

○ 測定予定箇所

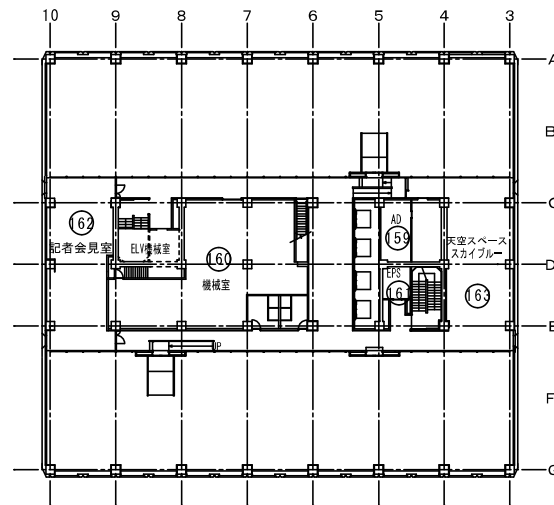
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (5)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

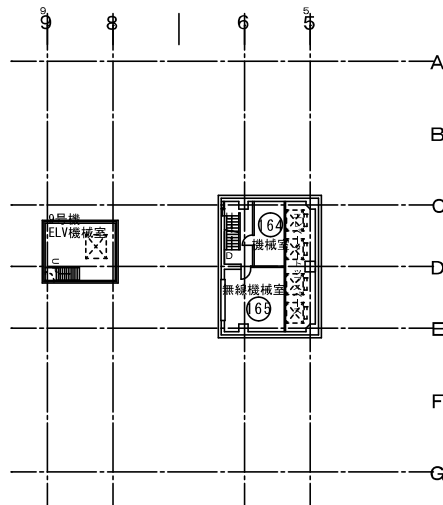
図番
5/6



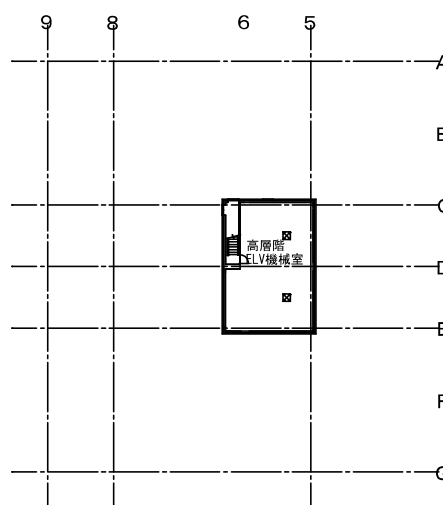
18階



19階



塔屋1階平面図



塔屋2階平面図

○ 測定予定箇所

濃度測定 予定箇所一覧

No.	階数	室名	No.	階数	室名
1	地下2階	機械室(受水機用加)	101	12階	北EPS
2	10階	第2機械室	102	12階	南EPS
3	地下1階	バストイレ	103	12階	大会議室
4	地下1階	前車庫	104	12階	自治都市推進部 環境政策課
5	1階	北EPS	105	12階	北AD
6	1階	南EPS	106	12階	中車庫
7	1階	前AD	107	12階	南AD
8	1階	北EPS	108	13階	電算部ELV機械室
9	1階	南EPS	109	13階	北EPS
10	1階	市長白ロホール	110	13階	南EPS
11	1階	市長の居る開く楼	111	13階	建設政策部 施設管理課
12	1階	中央委員会	112	13階	建設政策部 施設課
13	1階	北車庫	113	13階	機械室
14	1階	南AD	114	13階	北車庫
15	1階	北EPS	115	13階	南AD
16	1階	南AD	116	13階	南AD
17	1階	北EPS	117	13階	電算室電算
18	1階	南EPS	118	13階	北EPS
19	1階	スマートシティ推進部 住民情報課	119	13階	南EPS
20	1階	健康推進部 管理課	120	13階	電算室電算
21	1階	前AD	121	13階	北EPS
22	1階	南EPS	122	13階	南EPS
23	1階	北EPS	123	13階	電算室電算
24	1階	南EPS	124	13階	中車庫
25	1階	金社室 金社管理課	125	13階	南車庫
26	1階	金融推進部 金融推進課	126	13階	南AD
27	1階	南AD	127	13階	北EPS
28	1階	北AD	128	13階	南EPS
29	1階	南AD	129	13階	北EPS・MOC推進部 観光MOC推進課
30	1階	北車庫	130	13階	終業動機推進部 インベーション推進課
31	1階	南AD	131	13階	北AD
32	1階	北EPS	132	13階	北車庫
33	1階	北EPS	133	13階	南AD
34	1階	企業委員会 任用課	134	13階	南車庫
35	1階	北車庫	135	13階	南AD
36	1階	保険推進部 保険企画課	136	13階	北EPS
37	1階	北車庫	137	13階	北EPS
38	1階	南AD	138	13階	南EPS
39	1階	北車庫	139	13階	推進部推進部 金社課
40	1階	南AD	140	13階	推進部推進部 金社課
41	1階	北車庫	141	13階	北AD
42	1階	北EPS	142	13階	北車庫
43	1階	南EPS	143	13階	北AD
44	1階	都市計画部 地域計画課	144	13階	北EPS
45	1階	政策企画部 企画課	145	13階	南EPS
46	1階	北車庫	146	13階	推進部推進部 金社課
47	1階	北車庫	147	13階	推進部推進部 金社課
48	1階	南AD	148	13階	推進部推進部 金社課
49	1階	北車庫	149	13階	推進部推進部 金社課
50	1階	中車庫	150	13階	北AD
51	1階	北EPS	151	13階	南AD
52	1階	南EPS	152	13階	北EPS
53	1階	土木部 管理推進課	153	13階	北EPS
54	1階	建設部 建設課 建設管理課	154	13階	北EPS
55	1階	北車庫	155	13階	第一常任委員会金社室
56	1階	南車庫	156	13階	第四常任委員会金社室
57	1階	北車庫	157	13階	文庫
58	1階	南車庫	158	13階	前車庫
59	1階	中車庫	159	13階	北AD
60	1階	北EPS	160	13階	機械室
61	1階	南EPS	161	13階	北EPS
62	1階	市街地整備部 住宅課	162	13階	記者会見室
63	1階	建設部 建設課	163	13階	天空スペース スカイブルー
64	1階	機械室	164	13階	機械室
65	1階	無線機械室	165	13階	推進部推進部 (夜間管理)
66	1階	北EPS			
67	1階	南EPS			
68	1階	北EPS			
69	1階	南EPS			
70	1階	土木部 審計室 計画課			
71	1階	土木部 審計課			
72	1階	北車庫			
73	1階	南車庫			
74	1階	北EPS			
75	1階	南EPS			
76	1階	北EPS			
77	1階	南EPS			
78	1階	健康推進部 健康推進課			
79	1階	健康推進部 健康推進課			
80	1階	機械室			
81	1階	中車庫			
82	1階	北EPS			
83	1階	南EPS			
84	1階	行政部 法制課			
85	1階	市長会議室			
86	1階	北AD			
87	1階	北車庫			
88	1階	南AD			
89	1階	北車庫			
90	1階	南車庫			
91	1階	北EPS			
92	1階	南EPS			
93	1階	健康推進部 健康推進課			
94	1階	健康推進部 健康推進課			
95	1階	北車庫			
96	1階	南AD			
97	1階	北車庫			
98	1階	南AD			
99	1階	北車庫			
100	1階	機械室			

※上記測定箇所にて測定が困難な場合は、担当職員と協議の上で測定箇所を変更することができるようとする。
注) 157番は父書のため、金164箇所測定を行う。

札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名

業務名

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

図番

6/6